



福島医発第466号(地)
平成26年 5月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

梅毒の発生動向について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より日本医師会を通じて連絡がありました。

本通知は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の規定による梅毒患者等については、平成25年の累計届出数は1,226例(暫定値)でした。当該届出については、平成22年(累計届出621例)以降、増加が顕著であることから、地域の梅毒の発生動向を注視するとともに、必要に応じて、感染リスクが高い層に対する検査の受診勧奨や、対象者の実情に応じた感染拡大防止対策の更なる推進を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、国立感染症研究所において、下記のとおり梅毒の発生動向、感染経路等について報告がまとめられておりますのでご参照ください。

記

(参考)

増加しつつある梅毒－感染症発生動向調査からみた梅毒の動向－

(IASR Vol. 35 p. 79-80: 2014年3月号)国立感染症研究所

(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/syphilis-m/syphilis-iasrd/4497-pr4095.html>)

(地Ⅲ42)

平成26年5月7日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

梅毒の発生動向について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされました。

本件は、感染症法の規定による平成25年の梅毒患者の累計届出数は1,226例（暫定値）であり、平成22年（累計届出数621例）以降増加が顕著であることから、地域の梅毒の発生動向を注視するとともに、必要に応じて、感染リスクが高い層に対する検査の受診勧奨や、対象者の実情に応じた感染拡大防止対策の更なる推進を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、郡市区医師会、関係医療機関等への周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 26 年 4 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

梅毒の発生動向について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定による梅毒患者等については、平成 25 年の累計届出数は 1,226 例（暫定値）でした。当該届出については、平成 22 年（累計届出数 621 例）以降増加が顕著であり、平成 25 年においては平成 22 年の約 2 倍の届出がありました。

国立感染症研究所においては、（参考）のリンク先の報告のとおり、梅毒の発生動向、感染経路等についてまとめていますので御一読ください。

梅毒を含む性感染症については、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に基づき対策を実施していただいているところです。

貴職におかれては、引き続き、地域の梅毒の発生動向を注視するとともに、必要に応じて、感染リスクが高い層に対する検査の受診勧奨や、対象者の実情に応じた感染拡大防止対策の更なる推進に御配意願います。

（参考）

増加しつつある梅毒－感染症発生動向調査からみた梅毒の動向－

（IASR Vol.35 p.79-80:2014 年 3 月号）国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/syphilis-m/syphilis-iasrd/4497-pr4095.html>